

調査捕獲の概要

1 「調査捕獲」とは

三重県内の野生イノシシにおける豚熱浸潤状況および経口ワクチン散布による豚熱抗体獲得状況を把握するため、被害防止のための捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）又は指定管理鳥獣捕獲で捕獲された個体から血液検体を回収することを「調査捕獲」と呼んでいます。捕獲の種類や許可、猟法、猟期などを示すものではありません。

◎野生イノシシの豚熱浸潤状況

- ・血液中の豚熱ウイルス遺伝子の有無を検査することで、県内における野生イノシシの豚熱浸潤状況を確認します。
- ・豚熱ウイルスの遺伝子が検出されると「陽性」として報道発表するとともに、あわせて県ホームページに検査結果を掲載します。

◎野生イノシシの豚熱抗体獲得状況

- ・養豚農場での豚熱発生を防ぐために、野生イノシシにおける経口ワクチン散布を実施している。
- ・経口ワクチンを摂食した多くの個体は2週間程で抗体を獲得します。
- ・抗体を獲得した個体は、一定期間、豚熱に罹らなくなります。

2 調査捕獲報償費の支払い

- ・野生イノシシの捕獲者の皆様が、調査捕獲（血液検体回収）に協力いただく際、カッパ等の着用や消毒の徹底等の防疫措置、血液の採取などの所作や作業を適切に行っていただくことに対し、「調査捕獲報償費」をお支払いします。
- ・「調査捕獲報償費」の支払いは、（１）に示す必要な要件を満たした血液検体の提出が対象となります。

（１）報償費の支払い要件

調査捕獲実施期間中に有害鳥獣捕獲の許可又は指定管理鳥獣捕獲の許可により捕獲された野生イノシシのうち、捕獲作業時における防疫措置を適切に実施し、以下の①～⑥の要件を満たした捕獲個体が報償費の支払い対象です。（狩猟期間中の狩猟によるものは対象外です。）

① 対象獣種：野生イノシシ（幼獣を含む）

② 捕獲対象エリア：県内全域

③ 調査捕獲実施期間：県が計画する調査捕獲スケジュールによる。

豚熱経口ワクチン散布日の前後3週間程度、検査機器メンテナンス期間、年末年始、年度末、大型連休などは調査捕獲を休止します。

④ 血液検体：採取・提出された血液により豚熱検査が実施できること。

※ 採取・提出された血液で検査ができなかった場合は、調査捕獲報償費の支払い対象外です。採取した血液検体は冷蔵保管し、速やかに所定の場所へ提出してください。

⑤ 検体票：必要事項を記入した検体票を血液検体と一緒に提出すること。

⑥ 捕獲報告：有害鳥獣捕獲又は指定管理鳥獣捕獲のルールに基づき、市町の有害鳥獣捕獲の窓口又は県猟友会等への捕獲報告が確実にされていること。

（２）調査捕獲報償費

10,000 円／頭（ただし、予算を超過した時点で支払い終了となります。）

支払方法：前期・後期に分けて、（１）の要件確認後に、捕獲者の皆様からの請求書の提出を受けて、三重県畜産協会から直接、指定の口座に振り込みます。

（３）野生イノシシのジビエ利用等のための血液検査について

調査捕獲の実施期間以外の時期においても、ジビエ利用等のために採取・提出された血液検体については、報償費のお支払いはできませんが、血液検査は実施します。

豚熱ウイルスの拡散を防止するため、豚熱の陽性が確認された地点から 10km 圏内（もしくはその市町内）で捕獲された野生イノシシの肉等については、当該個体の血液を提出し、県ホームページで検査結果が陰性であることを確認したのち、流通していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

三重県農林水産部 家畜防疫対策課 豚熱対策班
電 話：059-224-2027 F A X：059-223-1120

（※令和3年4月1日付で、旧名称：CSF 対策プロジェクトチームから
所属名称が変更となりました）